

企画競争実施の公示

平成 28 年 6 月 17 日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長 高田 昌行

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務
- (2) 業務内容 本業務は、コンテナターミナルにおいて、既存 R T G の遠隔操作の実現可能性の検証を行うとともに、R T G とシャーシの接触防止等の安全性の向上及び作業環境の改善に資するデータ収集を行うものである。
- (3) 履行期間 履行期間は、以下を予定している。
平成 28 年 9 月上旬から平成 29 年 3 月 31 日まで

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28・29・30 年度の一般競争（指名競争）参加資格「役務の提供等」の A 等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 横浜港内のコンテナターミナルにおいて R T G を使用した港湾荷役を実施している者、または R T G の製造者であること。

3. 手続等

- (1) 担当部局
〒231-8436 横浜市中区北仲通 5 - 57 横浜第 2 合同庁舎 15 階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 F A X 045-211-0205
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
平成 28 年 6 月 17 日から平成 28 年 7 月 26 日までの土曜、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 30 分から 18 時 00 分まで、(1) に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限及び提出方法
平成 28 年 7 月 27 日 16 時 00 分 (1) に同じ。
企画提案書の提出は持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。
- (4) 企画提案に関するヒアリング
必要に応じ、企画提案に関してヒアリングを行う場合がある。ヒアリングを実施する場合は、開催日時等について別途連絡する。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務
企画競争実施にかかる説明書

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

近年、定期海運業界においては、厳しい事業環境を背景に、船型の更なる大型化、アライアンスの再編、寄港地の絞り込みなど、これまでも増して運航効率の向上が進められている。

こうした環境の中、大型コンテナ船の寄港に適切に対応していくには、コンテナターミナルにおいて、安全性を更に高めつつ、荷役能力の向上を図ることが不可欠である。加えて、厳しい現場条件の中で、労働力の確保のため、作業環境の改善も必要である。

他方、ICT 技術の発展は近年目覚ましいものがあり、上記の要請に対応するにあたり、荷役機械の遠隔操作化は、効果的な対応策の1つと成り得るところである。

(2) 業務内容

本業務は、コンテナターミナルにおいて、既存RTGの遠隔操作の実現可能性の検証を行うとともに、RTGとシャーシの接触防止等の安全性の向上及び作業環境の改善に資するデータ収集を行うものである。

【注：「別添仕様書（案）参照」】

(3) 履行期間 履行期間は、以下を予定している。

平成28年9月上旬から平成29年3月31日まで

(4) 概算予算額

本業務の参考業務規模は、175百万円程度（税込み）を想定している。

(5) 特定テーマに対する提案

本業務において企画提案を求めるテーマは以下のとおりである。

特定テーマ：

- ① データ収集項目において必要と考えられるデータの種類及び効率的なデータ収集方法
- ② コンテナターミナルの現地状況（RTGの運用方法、ヤード内の配置・平坦性等）を考慮した遠隔操作化の手法及び試験方法

(6) 再委託

- 1) 本業務において、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 前項の「主たる部分」は、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

(7) 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話045-211-7413 FAX045-211-0205

(8) その他

本業務の契約書（案）及び仕様書（案）は別添のとおりである。

2. 企画提案書の提出者に要求される資格要件

(1) 業務実施上の参加資格要件

企画提案書の提出者に求めるべき参加資格は、以下のとおりとする。

- 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 平成 28・29・30 年度の一般競争（指名競争）参加資格「役務の提供等」の A 等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6) 横浜港内のコンテナターミナルにおいて R T G を使用した港湾荷役を実施している者、または R T G の製造者であること。

3. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

企画競争は高度な企画立案や高度で高い信頼性を要する業務における具体的な取り組み方法について企画提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。企画提案は仕様書化できる内容であることに留意する。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は、別添の様式－1～5 とする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 添付資料

平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格「役務の提供等」の A 等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であることが確認出来る書面（資格審査結果通知書の写し）を添付すること。

(4) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には特定しない。 ①主たる部分が再委託予定となっている ②業務の分担構成が不明確又は不自然な場合 ・記載様式は様式－2、様式－3 とする。
業務の実施方針、実施フロー、工程表、その他	・実施方針、実施フロー、工程表、その他について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－4 とし、A 4 版 2 枚に記載すること。

<p>特定テーマに対する提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本説明書の1（5）に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・特定テーマに対する企画提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式-5とし、<u>1テーマにつきA4判2枚以内</u>に記載する。
<p>参考見積書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行に必要な経費を算出し、参考見積として提出すること。なお参考見積は内訳がわかるように記載すること ・参考見積が本説明書の1（4）に示した業務規模と大きくかけ離れている場合又は提示内容に対して見積もりが不適切な場合は、特定しない。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する場合がある。 ・記載様式は特に定めていないがA4版2枚以内に記載する。

（5）企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合及び未提出又は不備がある場合は、企画提案書を無効とすることがある。

4. 企画提案書等の提出方法、提出場所及び提出期限

（1）企画提案書

- 1) 提出方法：企画提案書は、持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）により提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
提出する場合には、返信用封筒として、表に代表者（委任状提出の場合は、支店長等でもよい。）の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒をあわせて提出すること。
- 2) 提出場所：本説明書1（7）担当部局と同じ。
- 3) 提出期限：平成28年7月27日16時00分
提出期限までに2）の提出場所に到着しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても受理しない。
- 4) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は提出者の負担とする。
- 5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成にあたっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する資料の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- 6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 7) 特定されなかった場合、提出された企画提案書は返却する、なお、提出された企画提案書は企画提案書の特定以外に提出者には無断で使用しない。また、特定された企画提案書を公開する場合にも、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 8) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的に使用しない。

5. 企画提案書提出に際し、不明な点がある場合の質問の受付及び回答
- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送等によるものとする。電報、ファクミリ、電話、その他の方法によるものは認めない。
なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。
- 1) 質問の受付先：本説明書1(7)担当部局と同じ
2) 質問の受付期間：平成28年6月17日から平成28年7月12日までの土曜、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から18時00分まで（最終日は15時00分まで）
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から企画提案書の提出期限の3日前（土曜、日曜日及び祝日を含まない。）以内に電送により行うこととし、次のとおり閲覧に供する。
- 1) 閲覧期間：平成28年6月17日から平成28年7月26日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時30分まで
2) 閲覧場所：〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎13階
関東地方整備局 情報公開室
6. ヒアリングの実施
- (1) 提出された企画提案書についての説明を受けるためのヒアリングを行う。
- 1) 実施場所：国土交通省 関東地方整備局
2) 実施期間：企画提案書の提出日～平成28年8月2日
3) ヒアリングの日時は協議の上、別途通知する。
4) 出席者：配置予定技術者
- (2) ヒアリング参加時の追加資料の提出等は認めない。
7. 企画提案書を特定するための評価基準
- (1) 企画提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは、別紙（評価基準）のとおりである。
- (2) 企画競争の結果、特定された者に対して、書面（特定通知書）により通知するとともに、関東地方整備局情報公開室へ企画競争実施結果を掲示する方法により、一定期間公表する。
8. 非特定理由に関する事項
- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。
なお、7日以内には行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は含まないものとする。
- (3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- ①受付場所：本説明書1(7)担当部局と同じ
②受付期限：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から18時00分まで
9. その他の留意事項

(1) 作成に用いる言語、通貨及び単位

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の可否等

別添契約書（案）により契約書を作成するものとする。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

本説明書 1 (7) 担当部局と同じ

企 画 提 案 書

業務の名称：横浜港における荷役システム高度化実証事業委託業務

履行の期限：契約締結日から平成29年3月31日まで

標記業務について、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長
高田 昌行 殿

提出者) 住 所
電話番号
F A X
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏 名
電話番号
F A X
E-mail

印

(様式－２)

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１：１者単独により業務を実施する場合には記載する必要はない。ただし、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載し、割合欄に業務全体に占める再委託割合を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式－３)

・業務実施体制

配置予定技術者	企業名	所属・役職	担当する分担業務の内容

注１：氏名にはふりがなをふること。

注２：所属・役職については、企画提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

注３：担当する業務を分担して実施する場合、実施する分担業務ごとに代表技術者を１名記載すること。

(様式-5)

・ 特定テーマに対する技術提案

特定テーマ

- ① データ収集項目において必要と考えられるデータの種類及び効率的なデータ収集方法

注1) 特定テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。

(様式-5)

・ 特定テーマに対する技術提案

特定テーマ

- ② コンテナターミナルの現地状況（RTGの運用方法、ヤード内の配置・平坦性等）を考慮した遠隔操作化の手法及び試験方法

注1) 特定テーマに対する技術提案の作成にあたっては、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。なお、曖昧な表現の場合は評価しない。